平成25年労第394号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B郡所在のC(以下「会社」という。)に入社し、Dゴルフ場において受付・事務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に同ゴルフ場において、低木に噴霧した消毒薬を吸い込んだため(以下「本件事故」という。)、気分が悪くなり、翌日にE内科医院に受診した。その後も動悸、頭痛、眼の痛み等の体調不良や、不眠、抑うつ気分、意欲減退、注意維持困難、焦燥等々の精神症状が続くため、F病院等の医療機関に受診したとしている。

請求人は「薬物中毒による頭痛(F病院の診断による傷病名)」により、平成 〇年〇月〇日から療養補償給付及び休業補償給付を受給したが、平成〇年〇月〇 日をもって治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、頭痛等の障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付 の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件事故により「うつ病」を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、同年○月○日にこれを支給しない

旨の処分をしたことから、同処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

G医師の障害補償給付支給請求書裏面診断書には、障害の状態について、要旨、「自覚症状:頭痛、全身倦怠感、易疲労、眼痛及び乾燥感であり、外見所見、X線所見、各種検査結果は異常なし。機能障害なし。神経障害(疼痛等)については、後頭部の圧痛、肩のこわばり強く、筋緊張が高度と考えられる。」と記載されている。

さらに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「後頭部の 圧痛、肩のこわばり等、筋緊張に起因する症状は緊張型頭痛の際に認められる所 見である。原因としては心配や不安の長期持続の様な心的要素や不眠、視力障害 等の負担によるいわゆる『肩凝り』が原因である。当初は薬物曝露による頭痛が 生じたと考えられるが、その後様々な症状、環境の変化等ストレスとなる要因が あると考えられ、頭痛の原因となった可能性が考えられる。」と述べている。

また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「現在訴えている症状が石灰硫黄合剤に起因するとすれば、①曝露後長く体内に留まることによって症状が継続している場合、②その後も当噴霧作業に継続的に従事している

場合、③再び大量の曝露を受けた場合、④当時の曝露による急性の器質的障害、あるいは神経障害が継続あるいは再発している場合が想定される。①②③については、石灰硫黄合剤の蓄積性は強くなく、当時の曝露による蓄積は殆どないと思われ、しかも、当噴霧作業後、請求人は一度もこの作業に従事したことはなく、散布作業の現場に近づいたこともないという。したがって、請求人は、このものを体内に蓄積しておらず、また、このものの新たな曝露も受けていない。④については、請求人の検査所見によれば、X線検査やその他の医学的検査による異常は見られず、請求人の訴えに関連する器質的変化は、いっさい見られない。一方、請求人にみられる頭痛及び精神症状は、主治医の診断にあるように、日常生活の様々な要因によるストレスで説明できる。」と述べている。

当審査会においても、再審査の請求理由、医証等を踏まえ、再度詳細に検討したが、上記のG医師及びH医師の意見は、医学的に妥当な見解であり、請求人が訴えている症状は、石灰硫黄合剤曝露による農薬中毒に起因するものではないと判断する。したがって、請求人には、本件事故に起因する傷病に係る障害があるとは認められないものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給 しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。